

週休 2 日制適用工事試行要領

流山市

週休2日制適用工事試行要領

(目的)

第1条 働き方改革の実現や、職場環境の処遇改善など、建設業の担い手の確保を図る取組として週休2日制を確保する試行工事を実施するために必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を実施しているものをいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休以上

対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、現場閉所率という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準を達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(5) 現場着手日

現場事務所の設置、起工測量、資機材の搬入または仮設工等を開始する日をいう。

(6) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業が全て完了する日をいう。

(7) 発注者指定方式

発注者が、週休2日に取り組むことを指定する方式

(8) 受注者希望方式

受注者が、契約後速やかに、発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで、取り組む方式

(試行対象工事)

第3条 適用工事は、流山市が発注する工事(営繕関係工事は除く)を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

(1) 現場施工が1週間未満の工事

(2) 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事

例：災害復旧工事、小破修繕工事等

(3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事

例：供用期間が公表され施工条件の制約が厳しい工事等

(4) 前各号に掲げるもののほか適切でないと認められる工事

(実施方法)

第4条 発注者は、特記仕様書に適用工事である旨を、別紙1のとおり記載すること。

2 発注者は、設計図書に工事工程表（任意様式）を添付する。工事工程表は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、工事目的物を完成させるための一切の手段について受注者において定めるものとする。

3 工事契約後、発注者が示した工事工程表を基に、受発注者間で関係者協議の有無及び協議完了予定時期、工事工程のクリティカルパス等を共有すること。

4 現場着手前に現場着手時及び現場完了日を記載した工事打合せ簿により、監督員と対象期間について協議すること。

5 受注者は、現場閉所を行う時は、監督員へ事前に連絡すること。

6 受注者は、現場閉所予定日に作業を行う場合は、監督員に事前に連絡すること。

7 工事工程に変更が生じた場合は、その要因と変更後の工事工程について、受発注者間で協議すること。

8 受注者は、工事履行報告書と併せて週休2日制適用チェックリスト（別紙2）を監督員に提出すること。

(積算方法)

発注者は、週休2日の取り組みに対して、現場の閉所状況に応じて、次に掲げる経費にそれぞれ補正係数を乗じて設計変更を行うものとする。

	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.03	1.04
現場管理費率	1.03	1.04	1.06

・4週6休：現場閉所率が21.4%以上（6日/28日以上）25%未満（7日/28日未満）

・4週7休：現場閉所率が25.0%以上（7日/28日以上）28.5%未満（8日/28日未満）

・4週8休以上：現場閉所率が28.5%以上（8日/28日以上）をいう。

(工事成績)

第6条 週休2日制を実施できなかったことによる工事成績評定の減点はない。

(実施の明示)

第 7 条 発注者指定型及び週休 2 日制を希望した受注者希望型の受注者は、対象期間中、週休 2 日制適用工事を実施している旨を、工事掲示板等公衆が見やすい場所に明示することとする。(別紙 3)

(その他)

第 8 条 受注者は、この要領に定めのない事項またはこの要領に疑義を生じた事項については監督員と協議すること。

附則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日以降入札公告する工事に適用する。

特記仕様書記載例

1. 発注者指定型

第〇条 週休 2 日制適用工事

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事（発注者指定方式）である。
- 2 受注者は、原則週休 2 日制で施工すること。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては、「週休 2 日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

2. 受注者希望型

第〇条 週休 2 日制適用工事

- 1 本工事は、週休 2 日制適用工事（受注者希望方式）である。
- 2 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日制の実施の有無について監督員と協議すること。
- 3 週休 2 日制の実施にあたっては、「週休 2 日制適用工事試行要領」に基づき行うこと。

週休2日制適用工事 チェックリスト				
工事名				
受注会社				
工期				
月日	曜日	計画上の 閉所日	実際の 閉所日	備考 (計画上の閉所日、実際の閉所日に差異がある場合に記載)
6月1日	月			
6月2日	火			
6月3日	水			
6月4日	木			
6月5日	金			
6月6日	土			
6月7日	日			
6月8日	月			
6月9日	火			
6月10日	水			
6月11日	木			
6月12日	金			
6月13日	土			
6月14日	日			
6月15日	月			
6月16日	火			
6月17日	水			
6月18日	木			
6月19日	金			
6月20日	土			
6月21日	日			
6月22日	月			
6月23日	火			
6月24日	水			
6月25日	木			
6月26日	金			
6月27日	土			
6月28日	日			
6月29日	月			
6月30日	火			
現場閉所日				
対象期間		30	30	
現場閉所率(%)				

【工事掲示板】

週休2日制適用工事
この工事は、建設現場の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組んでいます。

(A3サイズ相当)

施工体制体系図

施工体制台帳